

埼玉県における まん延防止等重点措置等 に伴う本市の対応について

令和3年4月19日
久喜市新型コロナウイルス対策本部

埼玉県における まん延防止等重点措置等 を踏まえ、本市は措置区域以外として、令和3年4月20日から令和3年5月19日までの間、以下の対応を行う。

1 公共施設における対応について

- ・市民の来訪が見込まれる施設(別表)及び屋外の有料施設の利用時間を最長で午後9時までとする。
- ・各施設の収容人数等については国が示す目安を上限とする。

(国が示す目安)

【人数上限】5,000人

【収容率】大声での歓声、声援 無:100%以内/有:50%以内

→人数上限、収容率の人数のいずれか小さいほう

- ・感染拡大防止に必要な措置として、施設の運営にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を徹底するとともに、施設利用者に対しては、感染対策を厳格に行うよう要請する。
- ・屋内公共施設については、人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、感染防止対策を講じることを条件として開館する。

参考(埼玉県における屋内県有施設の取り扱い)

<感染防止対策>

◇ 以下の行為を伴う利用は禁止

- ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ、コーラス等)
- ・ 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く) など

◇ 以下の対策を徹底

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
- ・ 接触確認アプリ(COCoA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム)の導入
- ・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守

2 市主催事業等の取り扱いについて

- ・市主催イベント、行事については、人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、感染防止対策を徹底することを条件として開催を可能とする。

3 感染拡大防止に向けた市民に対する情報発信について

- ・市ホームページや防災行政無線などを活用し、感染拡大防止に向けた呼びかけや市の対応等に係る周知を行う。

別表

No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称
1	公文書館	22	労働会館(あやめ会館)	43	鷺宮温水プール
2	東町集会所	23	ふれあいセンター久喜	44	鷺宮体育センター
3	太田集会所	24	健康福祉センターくりむ	45	久喜市栗橋B&G海洋センター
4	本町集会所	25	菖蒲老人福祉センター	46	市内小中学校(体育施設開放)
5	栗原記念会館	26	彩嘉園	47	中央図書館
6	花みずき会館	27	鷺宮福祉センター	48	菖蒲図書館
7	地域交流センター	28	いきいき温泉久喜	49	栗橋文化会館図書室
8	久喜総合文化会館	29	久喜地域子育て支援センター	50	鷺宮図書館
9	菖蒲文化会館	30	鷺宮地域子育て支援センター	51	郷土資料館
10	栗橋文化会館	31	栗橋地域子育て支援センター	52	吉田家水塚
11	清久コミュニティセンター(西公民館)	32	児童センター	53	中央公民館
12	鷺宮東コミュニティセンター	33	鷺宮児童館	54	西公民館
13	鷺宮西コミュニティセンター	34	おもちゃ図書館	55	東公民館
14	栗橋コミュニティセンター	35	つどいの広場	56	青葉公民館
15	菖蒲コミュニティセンター	36	毎日興業アリーナ 久喜メインアリーナ (第1体育館)	57	森下公民館
16	農村センター	37	毎日興業アリーナ 久喜サブアリーナ (第2体育館)	58	栗橋公民館
17	農業者トレーニングセンター	38	栗橋いきいき活動センターしずか館	59	鷺宮公民館
18	花と香りのふれあいセンター	39	上内小学校(学校開放)	60	本多静六記念館
19	しみん農園久喜(緑風館)	40	野久喜集会所	61	しょうぶ会館
20	しみん農園菖蒲(こがらしっこ館)	41	内下集会所	62	菖蒲運動公園 管理棟多目的室
21	勤労福祉センター	42	菖蒲温水プール		

参考 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（抜粋）

I まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

さいたま市及び川口市

(2) 措置区域以外

さいたま市及び川口市を除く、埼玉県全域

II 実施期間

(1) 措置区域 令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

(2) 措置区域以外 令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

(3) まん延防止等重点措置 終了後【さいたま市及び川口市を含む。】

※ 措置区域以外と同様の要請

令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで

III 協力要請等の内容

< 県民に対して >

●措置区域	○措置区域以外
<p>【特措法第31条の6第2項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと 	<p>【特措法第24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと
<p>【特措法第24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している大都市圏等との往来自粛。加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往來を強く自粛すること。） ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く） ・混雑している場所や時間を避けて行動すること ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛 	
<p>【その他のお願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること ・飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること ・マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・買い物は、できる限り一人で行くこと 	

<事業者に対して>

●措置区域	○措置区域以外
<p>【特措法第31条の6第1項に基づく要請】 施設の使用制限等 ◇飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月20日（火）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで <対象> 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く （感染防止対策の徹底を要請） <内容> 営業時間 午前5時から午後8時まで 酒類提供時間 午前11時から午後7時まで</p>	<p>【特措法第24条第9項に基づく要請】 施設の使用制限等 ◇飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月20日（火）午前0時から 令和3年5月19日（水）午後12時まで <対象> 飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く （感染防止対策の徹底を要請） <内容> 営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供時間 午前11時から午後8時まで</p>
<p>【特措法第24条第9項に基づく要請】 催物（イベント等）の開催制限 【人数上限】5,000人 【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さいほうとする （ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。） ※あわせて、営業時間を【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）に短縮していただくようお願いする。</p>	

IV まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応

●措置区域	○措置区域以外
<p>○ 県主催イベント等の取扱い 県主催イベント・行事については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、感染防止対策を徹底することを条件として開催する。</p> <p>○ 屋内県有施設等の取扱い 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる感染防止対策を講じ、主催者に徹底させることを条件として開館する。</p> <p><感染防止対策> ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止 ・ 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む） ・ 宿泊施設・シャワー等の使用 ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等） ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く） ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為</p>	

◇ 以下の対策を徹底

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
- ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入
- ・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守